

## 誘導弾導入をめぐる日米の攻防

岡田 志津枝

### 【要約】

1954年、敗戦から約10年の時を経て創設された自衛隊にとって、近代兵器の導入は最大かつ喫緊の懸案事項であった。本稿は、当時、誘導弾の導入をめぐる行われた日米間の交渉を考察するとともに、米国の世界的戦略の中で日本への誘導弾供与の問題がどのように位置づけられていたのかといった点からも分析を実施した。

### はじめに

日本の本格的再軍備は、1950年6月の朝鮮戦争勃発により始まったといわれているが、当時の日本にとって、第二次世界大戦中および戦後の5年間における軍事分野での技術進歩の後れは気の遠くなるようなものであった。とりわけ、ジェット機、核、誘導弾(Guided Missile: GM)という3つの分野においてほとんど何の情報、知識も持ち得なかったことは、再軍備に携わるものにとって最大の懸案事項となっていた。しかし、このうちジェット機の導入ということについては、1952年頃から米軍主導で始まった航空兵力の再建のなかで具体化されて行くことになった<sup>1</sup>。その後も、日本に駐留する米空軍の撤退とともに、対領空侵犯を主とする任務を航空自衛隊に移管することが早い時期に決定され、そのためのジェット機の供与や支援体制の確立そして要員訓練といったことも進められて行ったのである。また核開発の問題については、その開発には巨額の費用を要するという財政上の問題からも、また唯一の被爆国であるという国民感情の上からも、あまりにも議論が多く、周知のとおり「米国の核の傘」という選択を余儀なくされて行く。この結果、上述の3つの未知の分野の中で最後に残った問題が、誘導弾の研究開発と導入であった。日本側は再軍備当初から誘導弾に関する情報の獲得、研究開発、導入を強く望んでいたが、アメリカ側がようやくその重い腰を上げ、日本に最初の誘導弾である空対空誘導弾サイドワインダー(Sidewinder)の供与を決定したのは、1957年末のことである。

日本への誘導弾導入をめぐるアメリカの逡巡とその後の方針転換について、戦後の防衛政策に関する論文や著書においては、例えば次のような説明がなされている。すなわち、1950年代前半にアメリカ側が日本への誘導弾の供与や研究開発への協力を拒否したのは、

---

<sup>1</sup> 拙稿「戦後日本の航空兵力再建—米国の果たした役割を中心として—」『防衛研究所紀要』第9巻第3号(2007年2月)参照。

日本が秘密保護に関する法律の制定に消極的であり、1954年によく成立した「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」（以下、「秘密保護法」と記す）についても、アメリカ側がこれを自国の要望を満たすとは考えていなかったためである。にもかかわらず1957年末になって、一転、アメリカが日本への誘導弾供与を決定した背景には、同年8月以降、ソ連が大陸間弾道ミサイル(Intercontinental Ballistic Missile: ICBM)実験に成功を収め、さらには人工衛星スプートニクを打ち上げるという衝撃的出来事があったというのである。すなわち、冷戦下におけるアメリカの優位性に不審を抱きはじめて同盟国日本を安心させ、離反を防ぐためのものであったとするものである。しかしこれらの点について、実際に史料を詳細に検討し、日米間の交渉を考察した研究はこれまでに行われてはいない<sup>2</sup>。そこで本論文は、近年利用可能となった外交・防衛文書等を用いつつ、日米双方向的な視点からこの問題の検討を試みるものである。

本論文は、まず初めに、1950年代初めの再軍備の時期から、日本における誘導弾の研究開発、導入をめぐる日米間で具体的にどのようなやり取りが行われたのかを見て行くことにする。この過程を通じて、アメリカ側が研究開発への援助や供与を拒んだ理由が果たして秘密保護に関する法律の不備だけであったのか、あるいはその外にも理由があったのかといった点について考察する。同時に、アメリカ政府の中でも、本国と日本に駐在する関係者との間で様々な議論が交わされた点に注目しつつ、論を進めて行くことにする。

第2には、1957年末にそれまでの逡巡にもかかわらず、アメリカが突如として日本への誘導弾供与を認めた原因は何であったのかについて考察するとともに、日米間の関係だけでなく米欧の関係、特に北大西洋条約機構(North Atlantic Treaty Organization: NATO)との関係にも注目して検討を行うことにする。1957年末、「安全保障に関する日米委員会」（以下、「日米安保委員会」と記す）の第4回会議において自衛隊の装備近代化に関する話し合いが行われていたのと同じ頃、パリで開催されていたNATO会議では、NATOの貯蔵核弾頭の問題と欧州における中距離弾道ミサイル(Intermediate Range Ballistic Missile: IRBM)の配置が議題となっていた。日本の防衛政策について考察する際には、とすれば日米間の問題にのみ焦点を当てがちであるが、本稿において、同時期に行われた二つの会議を並列的に見て行くことによって、あるいはより広範な文脈の中で日米の関係を捉えることが可能となるかも知れない。

今日においても見られるように、戦後、アメリカからの新鋭装備導入をめぐる問題が、

---

<sup>2</sup> 誘導弾の導入問題について詳しく論じた研究は行われていないが、この問題に関連する研究や資料としては、中島信吾『戦後日本の防衛政策—「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』（慶應義塾大学出版会、2006年）、坂元一哉『日米同盟の絆—安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）、植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」（『国際政治』第115号、1997年5月）、航空自衛隊50年史編さん委員会編集『航空自衛隊50年史』（防衛庁航空幕僚監部、2006年）などがある。

日米関係全体に影響を及ぼすことも少なくなかった。本論文の考察対象である「誘導弾導入をめぐる政策過程」は約半世紀前の事例ではあるが、このような意味からも、今も我々に有益な示唆を与えてくれるに違いない。

## 1 誘導弾導入計画の幕開け

### (1) 制度調査委員会における検討

1944年9月8日、ロンドンに新型ミサイルの爆風に曝された。この日、ドイツの最新兵器V-2誘導弾が、初めて衆人の前に姿を現したのである。これ以降7ヶ月間にわたりロンドンはV-2の脅威に曝されるとともに、約1万人の犠牲者を出すに至る。やがて第二次世界大戦の終焉と共に、ドイツの誘導弾関連技術は、米ソを始めとする連合国各国の手へと渡っていった。とりわけ主要な研究者の一人であったフォン・ブラウン(Wernher von Braun)を中心とする技術者チームと膨大な資料を得たアメリカでは、誘導弾開発が急速に進められていったのである。

他方、敗戦国日本においては、戦後、武器の製造、開発が禁じられ、警察力のために必要な武器の使用さえも、厳しく制限されていた。すなわち、1948年2月の極東委員会での決定により、「日本の市民警察機関 [の武装]」は、「ライフル並びにピストル及びこれらに必要な弾薬並びに市民警察のみが専用で使用できるその他の小火器」に限定され、「この決定は平和条約の発効まで引き続き有効である」とされていたのである<sup>3</sup>。朝鮮戦争の勃発はこのような状況を大きく変化させ、警察予備隊の創設、重装備化が進められたが、無論のこと、その中に最新兵器である誘導弾の装備、研究開発が含まれることはなかった。

このような状況にあって、科学的な見地からではなく、純粹に日本の防衛という観点から誘導弾に注目したのは、おそらく保安隊創設とともに保安庁内部に設置された「制度調査委員会」が最初であったと考えられる。1952年9月に設置された制度調査委員会では、長期的防衛計画立案のための課題を定め、第1、2幕僚監部（後の陸上、海上自衛隊幕僚監部）の関係部門に検討が命じられた。この作業結果は、1953年3月に最初の「制度調査報告（第一次案）」として取りまとめられた。この時の内容は、陸上兵力約30万人、海上兵力は艦艇367隻（約45万5,000トン）、航空兵力は航空機6,744機、陸・海・空総兵員数は約61万5,000人という膨大なものであった<sup>4</sup>。この数字に対しては、検討に携わった「旧

<sup>3</sup> 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第二巻 講和と再軍備の本格化』（三一書房、1992年）297ページ。

<sup>4</sup> 田中明彦『20世紀の日本 2 安全保障—戦後50年の模索』（読売新聞社、1997年）128～129ページ。

軍人さん方の願望」あるいは「夢物語」と一蹴する者もいた<sup>5</sup>。

制度調査委員会の報告は、1953年6月1日完成の「制度調査報告（第二次案）」以降、兵力量の大幅な見直しが行われて行く。この間、同年6月9日には、木村篤太郎保安庁長官が談話の中で「警備五カ年計画案」——これは制度調査報告（第二次案）が元になったものであった——に触れたことにより、保安庁の長期的防衛計画作成が一举に政治問題化するというようなこともあった。しかし、ここで注目すべきはむしろ、この時期すでに制度調査委員会の中で、兵力整備の優先順位1番目に「防空兵力（地上及び航空の防空、対潜哨戒、レーダー関係、誘導弾）」が挙げられていたことである。さらに「原爆、誘導弾等現在已に実用の段階にある高度の科学兵器」についても特に考慮する必要があるとされていた<sup>6</sup>。

木村長官の発言を重視した経済団体連合会（以下、「経団連」と記す）防衛生産委員会や兵器業界は、直ちに「保安庁の防衛計画は航空機に重点をおいているようだが、ジェット機のような航空機やレーダー、誘導弾のような電子兵器の生産には種々の難関があるので、この損失を少なくするためメーカーが合同して研究機関か会社を作ることが今後の課題となろう」との見解を表明したのであった<sup>7</sup>。これと呼応するかのように同年9月30日には、防衛生産委員会の分科会である「兵器委員会」「電気委員会」「航空委員会」の共同部会として、「誘導弾部会」が設置された。これは、将来の日本における誘導弾の生産態勢を整えるため、差し当たりこれに関する情報交換を図るためのものとされた。誘導弾部会は、同年12月24日には、経団連防衛生産委員会内の機関として、「GM懇談会」（Guided Missile Commission）と名を改められる<sup>8</sup>。

## （2）誘導弾の研究・開発支援に対する米国の逡巡

警察予備隊創設以来、日本の再軍備に深く関与していたアメリカは、1952年に日本が主権を回復した後、対日援助の根拠をそれまでの国防総省による予算から「相互安全保障法」（Mutual Security Act: MSA）による援助へと切り替えることになった。このための日米交

<sup>5</sup> C. O. E. オーラル・政策研究プロジェクト『海原治オーラル・ヒストリー 上』（政策研究大学院大学、2001年）224ページ。

<sup>6</sup> 「第二次案兵力量算定のための前提案」（1953年5月7日）『堂場肇文書』平和・安全保障研究所所蔵。この資料は、防衛研究所戦史部中島信吾教官からお見せいただいた。記して感謝したい。

<sup>7</sup> 大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻 自衛隊の創設』（三一書房、1993年）491ページ。

<sup>8</sup> 日本航空工業界編『昭和29年版 航空工業年鑑』（日本出版協同株式会社、1955年）79ページ。1952年半ば以降、朝鮮半島における休戦交渉が進むにつれ、朝鮮特需の陰りに不安を持つようになった経団連は、防衛生産委員会を設置し、1953年2月には独自に「防衛力整備に関する一試案」を作成していた。

渉は 1953 年 7 月から開始され、1954 年 3 月には「日米相互防衛援助協定」(以下、「MSA 協定」と記す)が締結された。MSA 協定の第 3 条には、この協定の実施にあたり「両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする」との規定があり、さらに附属書 B において、日本政府はこの秘密保持の措置において、「アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するもの」とされた。この規定に基づき、日本政府は米政府から供与される秘密の装備品等、あるいは装備品等に関する情報について、秘密漏洩防止のための処置を執る必要に迫られた。与野党攻防の難産の末、日本政府が「秘密保護法」を成立させたのは 1954 年 6 月 9 日のことである。

秘密保護法成立直後の 6 月 26 日、在日軍事援助顧問団(Military Assistance Advisory Group, Japan: MAAG-J)団長のヒギンズ(Gerald J. Higgins)陸軍少将は、米陸軍省に対して保安庁(7 月 1 日より「防衛庁」)の研究・開発に対するアメリカからの支援を要請した<sup>9</sup>。ヒギンズは、この報告の冒頭、相互防衛援助計画(Mutual Defense Assistance Program: MDAP)により日本にアメリカ製の装備を供給すると同時に、日本が国内の人的・物的資源を利用して装備の開発・生産能力を最大限に発揮し、防衛力を増強することが重要であると述べている。続いて特に誘導弾の研究・開発に言及し、アメリカがこれらを高度の機密扱いとし、他国にほとんど情報を渡していないことは承知しているとしながらも、日本がある程度の情報や誘導弾装置の実験見本を研究・開発のため入手できるよう便宜を図ることを進言している。その理由として(1)日本は相当の科学技術能力を持ちながら、ともすれば他の国から技術を買うことで技術の発展を推し進めようとする傾向があり、その一方で日本の科学技術能力を上手く導けば商業製品の品質向上にも役立つこと、(2)ヨーロッパの企業も誘導弾等の日本への売り込みに興味を示しており、もしアメリカが非協力的であれば研究開発分野での日米の友好関係が弱まるであろうこと、を挙げている。したがって保安庁の誘導弾の研究開発計画を援助することは、両国の関係強化と相互利益につながるというのがヒギンズの意見であった。また MAAG-J の陸軍部からは、米政府が誘導弾について日本政府に何らかの援助を行うのであれば、日本政府から軍事力増強のための予算支援に関する確約をとるよう交渉することが望ましいとする意見が付け加えられた<sup>10</sup>。これらの文書からも明らかなように、MAAG-J は、米政府が保安庁の計画する誘導弾の研究開発計画に支援を行うことによって、両国の軍事分野での関係強化を図るとともに、当時防衛費増大をできるだけ回避しようとしていた日本側に対して予算増強を迫る好機と捉え

---

<sup>9</sup> Request for Assistance for Japan in Research and Development in Guided Missiles, memorandum from Higgins to Pentagon, June 26, 1954 in Hiroshi Masuda (ed.) *Rearmament of Japan*, Part 2 (Tokyo: Maruzen, 1998) [micro form] Fiche 1E193 (hereafter cited as *RQJ*).

<sup>10</sup> Request for Assistance for Japan in Research and Development in Guided Missiles, memorandum from Nelson to Pentagon, July 21, 1954, *Ibid.*, Fiche 1E193.

ていたのである。

他方、前節でも述べたように、誘導弾の研究開発は、保安庁・防衛庁にとっても重要な課題であった。1954年8月24日、林敬三統合幕僚会議議長はヒギンズとの会見の折、誘導弾の研究と誘導弾攻撃対処手段について学ぶため自衛官をアメリカに派遣したいと話し、これを後押ししてくれるように申し入れた。同年3月から7月の間、防衛庁は武器生産技術調査のため、陸上幕僚監部武器課長の松田武将補を米国に派遣していた。日本側は松田将補を通じて、研究目的での誘導弾購入を打診していたが、国防省、国務省の回答は次のようなものであった。すなわち（a）国防省、国務省へ直接問題を投げかける前に、MSA協定に従って〔MAAG-J団長である〕ヒギンズの助言を得ること、（b）自衛隊の誘導弾装備は時期尚早であるが、米関係当局は誘導弾研究の実施には何ら異論はない、（c）誘導弾の知識を得るため、まず研修生がアメリカに派遣されるべきである、という3点が示された（〔 〕内は引用者による。以下同様）。林統幕議長との会見において、ヒギンズは新たな装備の導入や研修生の派遣のためには、すでに自衛隊にそのための部隊が組織されているか、あるいはその準備活動を開始していなければならないとの助言を与えた。ヒギンズはまた、誘導弾問題全般について国防長官に伺いを立てるとともに、アメリカの関係当局が林統幕議長の要望に添うことができるか否かを問い合わせると述べている<sup>11</sup>。

一方、ヒギンズの6月26日付報告に対する陸軍省の回答は、翌1955年2月になってようやくMAAG-Jに送られてきた。ヒギンズは6月の報告の中で、保安庁に対する支援要請の具体的内容として、誘導弾関連の書籍や機密指定がなくすでに公表されたレポートの提供についても求めていた。陸軍省はこれらの文書の入手は認めたものの、誘導弾資材の実験模型や見本を自衛隊に供与することについては、もしこれらを解除すれば、自衛隊が「間違いなくより高度な機密扱いの技術情報や資材の具体的な要求を挙げてくるようになる」として、ヒギンズの提案を退けている<sup>12</sup>。陸軍省は、ヒギンズの報告を、海・空軍省にも回覧し、誘導弾の研究開発について日本に対する支援をどのように考えているのか、それぞれの意見を求めた。空軍省は、陸軍省の考え方に同意した上で、自軍の考え方として次のように述べている。すなわち、「一件ごと慎重に検討し、『知る必要がある』と判断される場合を除いては、他国の機関に軍事情報（機密指定のないものを含む）を解除することは

<sup>11</sup> Conference between Gen Hayashi and Gen Higgins, August 24, 1954, Ibid., 1E321.

自衛隊において誘導弾受け入れのための具体的準備活動が開始されるのは、1958年8月、陸上幕僚監部第3部にロケット班（ただし陸幕限りの呼称）が新設されて以降のことである。翌1959年1月にはロケット班長が室長を兼任するロケット実験訓練隊準備室が設置された。1959年12月、下志津駐屯地に陸・海・空自衛隊の中でロケットの名を冠する最初の部隊として第1ロケット実験訓練隊が編成され、高射部隊はGM化への第一歩を踏み出して行くことになる。

<sup>12</sup> Request for Assistance for Japan in Research and Development in Guided Missiles(C), February 9, 1955, Ibid., Fiche 1E193.

ない」というのが当時の空軍省の方針であった<sup>13</sup>。

このように、当時のアメリカでは、誘導弾関連の情報・技術は、日本に対してだけでなく、同盟各国に対しても原則として供与しないという立場がとられていた。たとえば、1954年8月から約9カ月間、米陸軍砲兵学校に留学していた陸上自衛隊幹部自衛官も、誘導弾関係の授業の際には、他国の留学生全員とともに、授業から除外されたことを残念な思い出として語っている<sup>14</sup>。したがってアメリカのこのような方針は決して日本だけを対象としたものではなかったが、戦後十年を経て軍事技術を含む様々な科学・情報技術の習得に取り組んでいた日本側では、異なる解釈をされることもあった。たとえば、1954年10月には、合同通信社(United Press: UP)を通じて「アメリカが自衛隊への誘導弾装備や建設のための技術データの供与を拒否」とのニュースが流れた。ニュースの元となったアメリカ側の声明は、誘導弾は日本を含むいかなる国に対しても現在のMDAPの対象とはなっておらず、日本が差別されている訳ではないということを明らかにするはずのものであった。これが日本の新聞で、「日本は差別されていて、廃れかかった時代遅れのものを与えられている」、あるいは「日本へのMDAPでは誘導弾やその他の近代兵器が含まれていない」と暗示するような報道をされたことに対して、MAAG-J関係者は本国に憂慮の念を伝えている<sup>15</sup>。

## 2 深まる議論

### (1) 旧式兵器大量供与と近代兵器の導入

同盟国であってもその必要があると認める国以外には誘導弾関連の情報・技術を供給することはないというアメリカ側の姿勢にもかかわらず、誘導弾導入に対する日本側の要望が弱まることはなかった。日本政府は1955年11月にも、MAAG-Jを通じて調査研究目的のため誘導弾の見本をアメリカ側に要求し、翌年5月には統合参謀本部(Joint Chiefs of Staff: JCS)もこれに好意的反応を示した。しかしここで再び問題となったのは、日本政府の定めた秘密保護法の内容が不十分であるということであった<sup>16</sup>。1954年6月に定められ

<sup>13</sup> Request for Assistance for Japan in Research and Development in Guided Missiles, memorandum from O'hara to Army Chief of Staff, November 16, 1954, Ibid., Fiche 1B277.

<sup>14</sup> 防衛研究所戦史部編『中村龍平オーラル・ヒストリー』(防衛研究所、2008年)370～371ページ。この証言は元航空自衛官、山田隆二氏に対するインタビューによる(山田氏は警察予備隊入隊後、保安隊、陸上自衛隊に所属、ナイキの航空自衛隊帰属により転官)。

<sup>15</sup> Refusal of U. S. to equip Japanese Defense Forces with guided missiles, telegram from Legg with attachment, October 19, 1954, Ibid., Fiche 1E225.

<sup>16</sup> U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-1957*, Volume XXIII, Part 1, Japan (Washington, D. C.: U. S. Government Printing Office, 1991), p. 269, note

た秘密保護法は翌年7月に改正されたが、それでもなおアメリカからは要求を十分に満たしてはいないと考えられていたのである。

しかし、同じ頃、駐日米大使館からは、アメリカはこのような近代兵器に対する日本の熱望を利用し、決して防衛費増額に積極的とはいえない日本政府を説得する材料にすべきであるという意見が本国に送られた。1958 米会計年度の軍事援助計画 (Military Assistance Program: MAP) に関する 1956 年 8 月 13 日付の文書において、米大使館は、これまでのように MAP を通じて日本へ旧式兵器を大量に供与することについて疑問を呈したのである。この文書の中で米大使館は、日本はそもそも自国の防衛力建設に関するアメリカの計画に確信が持てないために防衛努力にも今ひとつ乗り気ではないのだとして、次のような原因を挙げた。まず第1に、アメリカの立てた計画、すなわち日本に対しては地上兵力の増強を重点的に求め、主要な海・空兵力はアメリカが受け持つという計画を、日本人は決して受け入れてはいないということである。日本の 1957 年度予算のおよそ半分は陸上自衛隊にあてられ、しかもその大半はアメリカから供与された装備品を運用するための人件費である。この結果、日本人が水際防衛などできないのではないかと危ぶんでいるのは間違いない。第2に、日本人の目には、最近のワシントンの発言は明らかに地上兵力から近代的兵器への移行が時代の流れであることを示唆しているにもかかわらず、日本に対しては相変わらず5年以上前にアメリカが設定した地上兵力重視の達成を求めているように映っている。第3に、アメリカは機会ある毎に、日本の軍事力増強に合わせて米軍の支援を縮小すると強調してきたにもかかわらず、実際には米軍再編による戦闘力の減少は日本の防衛力増強のスピードを上まわっている。アメリカは日本の防衛に与える影響はないと話しているが、日本の立場からすれば、防衛力増強に一生懸命取り組もうにもどのような計画を立てるべきか分からないという状況になっている。以上のような分析の結果、米大使館は国務省に対して、これまで日本に示してきた地上兵力目標を削減し、日本がより積極的に取り組むと思われる海・空兵力の増強に同意することによって、日本の防衛予算増額努力を後押しするよう提言したのである。米大使館は、このような提言をするに至った具体的根拠として、日本との間ですでに共同計画が決定した T-33 や F-86 といった航空機の生産に関する例を取り上げ、また実現にはいたらなかったものの海軍機にも同様の手応えが感じられたことを指摘している<sup>17</sup>。

さらに同報告書の中では、誘導弾の導入について、特に次のような言及がなされていた。

日本でのナイキ (Nike) 生産に関する共同プログラムの可能性についても、真剣かつ

---

3 (hereafter cited as *FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 1*).

<sup>17</sup> *Ibid.*, pp. 193-196.



迅速に考慮する必要がある。これまでの徴候を見る限り、近い将来、日本が研究目的のため種々の誘導弾の見本を入手することが可能になるとと思われる。また 1958 米会計年度の MAAG 計画では、アメリカが 7,200 万ドルを費やして 4 個高射砲大隊(AAA battalions)をナイキで換装することを提言している。全体的に見て、日本が共同研究・開発計画と同様、共同生産計画を歓迎する可能性はあり得る。F-86 の生産に賛成するあらゆる主張は、より説得力を持ってこの件に当てはまるものと思われる<sup>18</sup>。

この時期、これまで見てきたように、米大使館や MAAG-J は、誘導弾の研究・開発計画や共同生産を支援することによって、日米の軍事分野での関係強化を図り、日本側が防衛費の増額を受け入れやすくすべきであるとの提言を繰り返したものであった。

さらに、駐日米大使館が本国に宛ててこのような報告を送付した 3 カ月後には、この問題と積極的に取り組む様子を見せないアメリカに対し日本側が一矢を報いるかのような事件が起きた。日本は誘導武器の開発を決定した当初、「超音速機に対しほとんど無力となった高射砲に代わるものとして SAM [地対空ミサイル: Surface to Air Missile] に期待と要望」を寄せていた。にもかかわらず、「戦後 10 年間の空白を一挙にうめることは容易でない」ことが明らかになった結果、1956 年 11 月、研究目的のためスイスから地対空ミサイル、エリコン(Oerlikon)を購入することを決定したのである。この頃、日本はまず開発すべき誘導武器として、防空用ミサイル(SAM)、航空機とう載用ミサイル(Air to Air Missile: AAM)、対戦車用ミサイル(Anti Tank Missile: ATM)を 3 本の柱として定めていた<sup>19</sup>。このような状況の中、エリコンは当時入手可能であった唯一の誘導弾であり、研究・開発促進のため、前年よりその購入が検討されていたのである<sup>20</sup>。1954 年 6 月の秘密保護法制定直後、MAAG-J 団長のヒギンズが、日本の要望する誘導弾の研究開発への協力を拒み続ければ、同分野での日米の友好関係が弱体化すると米本国に進言したことを裏付けるかのような出来事であった<sup>21</sup>。製造元のエリコン社は、戦前には零式戦闘機に搭載された 20 ミリ機関砲を開発し

<sup>18</sup> Ibid., p. 196. なお米陸軍常備軍の AAA 部隊は 1957 年までにミサイル大隊に置き換えられた。

<sup>19</sup> 防衛庁技術研究本部『防衛庁技術研究本部十年史』122 ページ。

<sup>20</sup> 防衛庁『自衛隊十年史』(大蔵省印刷局、1961 年) 241 ページ。発注されたエリコンが実際に日本に到着したのは 1958 年 8 月のことであり、1957 年末にアメリカが日本への誘導弾供与を決定した後のことであった。

<sup>21</sup> エリコンの購入を決定した数ヵ月後の 1957 年 2 月 9 日、衆議院予算委員会において日本が米側に貸与を申し出ている誘導兵器について質問を受けた小滝防衛庁長官は、MSA 協定に基づき「昭和 30 年度に最初この種類のもの [誘導兵器] を要求」し、31 年度には 7 種類の誘導兵器を「研究開発するための資料としてワン・セットずつもらいたい」と申し出ていると答弁している。7 種類の誘導兵器の内訳は、ナイキ、オネスト・ジョン、テリア、ファルコン、スパロー、ボマーク、タロスであった。(衆議院『第 026 回国会 予算委員会 第 4 号 (昭和 32 年 2 月 9 日)』を参照。)

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/026/0514/02602090514004a.html> (平成 20 年 1 月 18 日)

たこともあり、日本にはなじみの深い企業であった。

この後、自衛隊は英国の開発した空対空ミサイル、ファイヤーストリーク (Firestreak) にも関心を示し、ヨーロッパに調査団を派遣することも考えていた。この時にも駐日米大使館は、「自衛隊も日本政府も欧州とよりは我々との協力を望んでいることを強調しておきたい」と付言しつつ、秘密保護法の通過を待つことなく日本に誘導弾を供与することを主張している<sup>22</sup>。結局、誘導弾の研究開発に対する日本の動きは、アメリカ本国が日本に対する誘導弾の研究開発支援や供与を決定するまで、MAAG-J や米大使館にとって、防衛分野における日米二国間協力の重要な要素として無視できないものであり続けた。

## (2) 米高射砲大隊撤収の波紋

1957年2月、病に倒れた石橋湛山の後を受けて総理大臣となった岸信介は、6月にはアメリカを訪れ、19日から21日までの3日間ワシントンに滞在した後、岸・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) による日米共同声明を発表した。同声明の中では、在日米軍地上部隊の速やかな撤退と自衛隊の増強に伴うさらなる米軍兵力の削減が謳われていたが、その具体的内容が大々的に発表されたのは、8月初めのことであった<sup>23</sup>。

1953年1月に20年ぶりの共和党大統領となったアイゼンハワーの下、アメリカでは安全保障政策の見直しが行なわれ、1953年10月には国家安全保障会議 (National Security Council: NSC) により NSC162/2 が策定されていた。「ニュールック」と呼ばれるこの新しい安全保障戦略をもとに、ダレス (John F. Dulles) 国務長官がいわゆる「大量報復戦略」を表明したのは翌1954年1月のことである。その後アイゼンハワー政権は、膨張した軍事費の削減に努め、朝鮮戦争時350万人に達していた兵力も1960年には250万人にまで削減されて行く<sup>24</sup>。このようなアメリカの国内事情の中、JCS が、全米軍とその施設を日本から撤退させなければならなくなった場合の研究に着手したのは1956年5月のことであった<sup>25</sup>。

その後も研究は続けられ、岸首相のワシントン到着前日、1957年6月18日には、JCS 軍事政策評議会 (Armed Forces Policy Council) による在日米軍削減についての国防長官宛覚書 (草案) が作成された。覚書には、40%削減のA案、50%削減のB案が添付されている。しかし、削減率は陸・海・空の各軍種に一律のものではなく、陸軍についてはA、B案いずれの場合もその内容に大差はない。A案は、第1騎兵師団 (3,675名)、高射砲部隊 (1,439

<sup>22</sup> *FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 1, pp. 536-538.*

<sup>23</sup> 『毎日新聞(夕刊)』1957年6月22日、8月2日。

<sup>24</sup> 佐々木卓也編『戦後アメリカ外交史』(有斐閣、2002年)78~84ページ。

<sup>25</sup> 石井修、小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料 1953-1961年 第7巻』(柏書房、2000年)147ページ。

名)が完全撤退、管理補給部隊、情報部隊等の削減が12,576名、合計17,690名の削減計画である。削減後の在日米陸軍勢力は、第100野戦砲大隊(オネスト・ジョン大隊)1,100名、引き続き日本に残る管理補給部隊、情報部隊等の8,710名、合計9,810名となっていた。B案では、A案と同じく第1騎兵師団、高射砲部隊が完全撤退、管理補給部隊、情報部隊等から12,676名、合計17,790名が削減され、第100野戦砲大隊1,100名と管理補給部隊、情報部隊等の8,610名、合計9,710名が引き続き日本に残るものとされていた。いずれの案が採用された場合も、第1騎兵師団、高射砲部隊は日本から撤退し、第100野戦砲大隊は朝鮮での陸軍近代化が確立された場合に備え、米陸軍の存在感と睨みをきかせるために日本に駐留させておくというものであった。また撤退時期については、戦闘部隊とその支援部隊は1957年12月末、小規模部隊等は1958年6月末迄と定めていた<sup>26</sup>。

岸首相のワシントン訪問中日(6月20日)の早朝、本国に帰国していた駐日米大使マッカーサー(Douglas MacArthur II)は、ダレス国務長官の指示を受けJCS議長ラドフォード(Arthur W. Radford)との話し合いを行った。同日午前中に予定されていた岸首相と国務長官の会談の前に、在日米軍の削減計画を確認するためである。この時ラドフォードは、もし岸首相から在日米軍の削減に関する質問が出た場合、「我が方は、今後12カ月の間に在日米軍兵力を少なくとも50パーセント削減することになるだろう。また、この数字にはすべての陸上戦闘部隊が含まれている」と返答できると応じている<sup>27</sup>。これは6月18日にJCS軍事政策評議会が作成した覚書(草案)B案の削減率であり、1年以内にすべての陸上戦闘部隊を撤退することと合わせて、数の多少はあっても前記の削減案が国防省内の共通認識となっていたことが窺える<sup>28</sup>。

岸首相がワシントン滞在を終えてニューヨークに向かった後、引き続き現地に残り日米の防衛問題について国防省関係者と協議にあたったのは、当時防衛庁防衛局第1課長であった海原治である<sup>29</sup>。この席上、海原は、国防省が日本側と協議することなしに8個高射

<sup>26</sup> 石井修、小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料 1953-1961年 第3巻』(柏書房、2000年)88~96ページ。

<sup>27</sup> 石井修、小野直樹監修『アメリカ統合参謀本部資料 1953-1961年 第6巻』(柏書房、2000年)215ページ。

<sup>28</sup> この後、在日米軍削減案について、1957年8月2日、JCSはA案をもとにしたと思われる40パーセント削減案を国防長官に提出(JCS 2180/103)、8月14日には国防長官がこれを承認し、計画完遂時期を1958年6月30日と定めた。陸軍関連では、6月18日付のA案と比較して、管理補給部門の削減が約2,000名縮小された一方、第100野戦砲大隊は韓国(JCSの要請に基づく大統領の許可が出ない場合は沖繩)に送られることになった。(Reduction of U.S. Forces in Japan (U), 2 August, 1957, *RQJ*, Fiche 1A472; 石井、小野監修『アメリカ統合参謀本部資料 1953-1961年 第7巻』147~148ページ。)

<sup>29</sup> この時の話し合いの様相については、後に海原氏自身が政策研究大学院大学によるインタビューの中で触れている(C.O.E. オーラル・政策研究プロジェクト『海原治オーラル・ヒストリー 下』[政策研究大学院大学、2001年]24~25ページ)。しかし、同書では本稿で記述する高射砲大隊撤退の間

砲大隊の撤退を決定したことについて、防衛庁は困った立場に追い込まれたと述べている。海原によれば、防衛庁はすでに高射砲大隊8個の創設を決定していて、国内の世論を納得させるため、「米軍高射砲大隊は日本側のこの決定に基づき撤退を決定した」と説明する予定であったというのである。国防省が一方的に撤退を決定した結果、日本国民はすでに大蔵省が感じていると同様、国防省がすでに高射砲を時代遅れの役に立たないものとみなしているという結論にたどり着かざるを得なくなるというのが海原の言い分であった。海原は、様々な軍事施設筋から調達先に情報がもたらされた結果、日本の報道機関が米軍高射砲部隊撤退の決定に気付くことになったとして、将来アメリカがこの種の重要な決定を行うときには日本側と協議を行ってくれるようにと依頼した<sup>30</sup>。

一方アメリカ側からは、日本が防空用の誘導弾を開発する可能性や、あるいは岸首相が6週間ほど前の閣議で、日本でもあらゆる核兵器が違憲だと見なされる必要はないと述べたことに対する質問があった。「[岸首相の発言は]核弾頭を持つ防御専用の誘導弾を容認するものか」というアメリカ側の問いに対して、海原はこれに同意している。日本人科学者が開発中のロケット(Kappa)に関する質問に対しては、糸川英夫博士を始めとする科学者は左翼思想を信奉していて政府とは真っ向から対峙しており、防衛庁が直接接触することは出来ないと答えている<sup>31</sup>。これらのやり取りからは、当時アメリカ側も日本の誘導弾開発能力や核弾頭搭載の政治的問題について注目していたことが窺われる。

高射砲大隊撤退の問題については、この後、国防省での海原とのやり取りについてさらに詳細な内容がMAAG-Jに伝えられた。この中で、撤退する高射砲大隊の砲や設備を日本[自衛隊]が使用するために残すか否かはMAAG-Jからの勧告を待って決定するとしながらも、海原に対して次のような提言を行ったと記されている。

(E) [海原に] ミサイル取得の可能性については未定のため、高射砲は暫定的処置として必要なものと思われる[と伝えた]。海原にはナイキを日本に売却する提案がなされた。海原には、最終的にどのタイプの装備品が導入されても、[高射砲による]対空火器訓練は最も役に立つものであり、最終的に自衛隊に8個大隊(陸上・航空自衛隊各4個大隊)を創設するという計画を断念すべきではないと告げた [下線、引用者]<sup>32</sup>。

---

題については述べられていない。

<sup>30</sup> Japanese Defense Agency planning and negotiations with United States, June 26, 1957, *RQJ*, Fiche 2G289.

<sup>31</sup> *Ibid.*

<sup>32</sup> Withdrawal of U.S. AAA battalions, telegram from OSD to CHMAAG Japan, June 28, 1957, *RQJ*, Fiche 1A464.

ナイキ売却の提案について海原がどのような回答をしたかは残念ながら報告されていない。しかし、この時点では国防省内でも、1958年6月末の高射砲大隊撤退までに誘導弾供給の決定がなされるかどうかまだ明確には定まっていなかったものと思われる。海原とのやり取りを知らせる上記電文の中でも、高射砲大隊撤退後に部隊の装備品である90mm砲をどうするか検討してもらいたいとして、(A) 日本が誘導弾を入手できる場合の〔自衛隊に供与する〕90mm砲の所要数、(B) 誘導弾を入手できない場合の所要数、といった問い合わせが行われている<sup>33</sup>。しかしいずれにしても誘導弾の供与は時間の問題であり、90mm砲を始めとする高射砲は、過渡期における日本の防空と誘導弾導入を前提とした訓練に役立つものと考えられていたのである<sup>34</sup>。

このような認識は、当時、日米双方の現場関係者の間ではすでに共有されたものであった。米軍高射部隊は90mm砲以外の主な装備として120mm、75mm（スカイ・スーパ）砲を装備していたが、航空自衛隊の場合、いずれは120mm砲を受け取る予定で1956年末には旧軍の高射砲部隊経験者を採用していたという。しかし、逆に米側関係者から、ミサイルの時代に120mm砲を受け入れるようなことはやめておいた方がよいとの助言を受け、取りやめになったというのである。陸上自衛隊関係者も、「当然、もう次はミサイルだ」ということはわかっていたが、「90mmとかスカイ・スーパのコンピューターとかレーダーを勉強しておけば、ナイキやホークにつながる」と考えていたと話している<sup>35</sup>。

前述の言を裏付けるように、120mm砲は日本から撤収され、陸上自衛隊は90mm砲の部隊4個と75mm砲の部隊4個を創設した。この時受け取った射撃統制装置M33は、ナイキの器材と類似していたため、後にナイキ導入の際には米国留学前の要員教育に大いに活躍することになる<sup>36</sup>。

---

<sup>33</sup> Ibid.

<sup>34</sup> 日本の防空に関して、当時アメリカは、「一義的には日本の責任である。しかし日本がその責務を果たせる用意ができるまで、〔米軍の〕持てる能力（90mm対空火器を除く）の最善を尽くして防空体制を維持する」という立場をとるとしていた。具体的には米空軍が引き続き防空の任に当たるというものであった。（Ibid.）

<sup>35</sup> 防衛研究所戦史部編『中村龍平オーラル・ヒストリー』371～373ページ。元航空自衛官、山田隆二氏に対するインタビューによる。

<sup>36</sup> 同上；高射のあゆみ編集委員会編『高射のあゆみ20年（第1分冊）』（高射学校、1975年）86ページ。

### 3 二つの会議

#### (1) 第1次防衛力整備計画と新兵器の研究開発

防衛庁が設置された2年後の1956年7月2日、難産の末に「国防会議構成法」が成立し、1957年5月には「国防の基本方針」が定められた。翌6月には国防会議において「防衛力整備目標について（第1次防衛力整備計画）」（以下、「1次防」と記す）が決定され、閣議での了承を得た。1次防は昭和33年度から35年度までの3カ年を対象として「当時急速に撤退しつつあった米地上軍の縮小に伴い、我が国の陸上防衛力を整備するとともに、海上及び航空防衛力についても、ともかく一応の体制をつくりあげること、すなわち、骨幹防衛力を整備することを主眼として策定された」ものである。1次防の第4項目には、特に科学技術の進歩に即応して、新兵器の研究開発の促進と、編成・装備の刷新を図ることが挙げられていた<sup>37</sup>。第4項のこの方針に従って、同年12月には、誘導弾研究開発対象としてすでに定めていたSAM、AAM、ATMに空対空ロケット(AAR)を加え、実用化の具体的計画が策定された。計画ではAARは1960年以降、ATMは1961年以降、AAMは1963年以降、そしてSAMは1964年以降の実用化を目指すものとし、この実現のため「可能な限り外国の技術を取り入れ、その促進を図る」よう示された<sup>38</sup>。防衛庁はさらに、新兵器である誘導弾の研究開発に全庁を挙げて取り組むため、同年9月には統幕、陸上・海上・航空各幕僚監部の合同により「高射防空研究会」を組織していた。

#### (2) 1957年12月 パリ： NATO会議

1957年12月16日から19日、パリにおいて15カ国首脳によるNATO会議が行われた。当初、アメリカは、今回のNATO会議の最大のイベントは、第二次世界大戦の勇士であり初代NATO軍司令官を務めた米大統領アイゼンハワーの出席にあると考えていた。今回の会議は、むろんある種の軍事問題について議論することも目的ではあったが、何よりもまず設立後9年を経て緊張感を失い始めた同機構を活性化し、新しい息吹やNATOらしさといったものを付与することを第一の目的として計画されたものであった<sup>39</sup>。

<sup>37</sup> 朝雲新聞社編集局編『防衛ハンドブック 平成19年版』（朝雲新聞社、2007年）65ページ。誘導弾導入決定後の第2次防衛力整備計画（昭和37～41年度）では、防衛力整備方針の1項目として「誘導兵器の進歩に即応し、対空誘導弾の導入を図るとともに、その他の近代的精鋭な装備の一部整備及び運用研究を行うものとする」と記載されている。（上掲書、66ページ。）

<sup>38</sup> 防衛庁『自衛隊十年史』241ページ。

<sup>39</sup> U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-1957*, Volume IV,

しかし、この年の8月以降、ソ連はICBMの実験や人工衛星スプートニクの打ち上げ成功といった自国の科学的優位を次々に公表していた。さらにNATO会議に出席する各国首脳を悩ませていたのは、ソ連の科学技術による脅威ではなかった。この頃、国連を中心とした軍縮に関する話し合いは、ソ連の非協力的態度により膠着状態にあった。ソ連は、11月14日の国連総会でも、24カ国の提案による軍縮決議案に反対の票を投じていた<sup>40</sup>。さらにNATO会議開催直前の12月10日には、同会議を牽制すべく、ソ連閣僚会議議長のブルガーニン(Nikolai A. Bulganin)が平和と軍縮に関する一方的な提案を披露する書簡をアイゼンハワーに送りつけるなど挑発的行動を続けていたのである<sup>41</sup>。NATO会議に先立つ英米代表団の打ち合わせの席上、このような状況を鑑みてマクミラン(Maurice Harold Macmillan)英首相は「ソ連の大規模なプロパガンダ・キャンペーンやNATO会議に対する報道機関の期待の高まりによって、欧州の国々が、重要な政治的問題を会議での議論に持ち込む可能性も出てきた」と述べている。これに対してダレス国務長官も、先月ワシントンで予期していた以上に実質的内容に踏み込まざるを得ないかもしれないと認めたのであった<sup>42</sup>。果たして、NATO会議の期間中、参加各国がブルガーニン書簡について、これこそソ連の強硬姿勢と脅威の表れであると繰り返し言及するなど、行き詰まっていた軍縮会議の問題も重要な課題として議論されることになった<sup>43</sup>。

このような状況の中、NATO会議において防衛問題に関する主要な議題として取り上げられたのは、欧州における核弾頭の貯蔵問題、IRBMの配備問題、そして加盟国間における近代兵器の研究開発・生産協力の重要性であった<sup>44</sup>。核弾頭をヨーロッパに貯蔵することについては、前年5月にドイツのボンで行われたNATO会議の際にフランスが提唱したものであり、今回の会議でアメリカはこの提案を受け入れることを表明した。アメリカは、予定が早められたミサイル計画についても、NATO諸国に受け入れ準備が出来ればいつでもIRBMを配備するとの見解を示した<sup>45</sup>。さらに、オネスト・ジョン(SSM)やナイキ(SAM)といった核弾頭の搭載によって戦術核兵器ともなり得る誘導弾や、すでに一部の国から要望のあがっていたサイドワインダー(AAM)の導入をも各国に認めたのである。各国の受け入れの可否

---

Western European Security and Integration (Washington, D. C. : U. S. Government Printing Office, 1986), p. 217; pp. 224-225 (hereafter cited as *FRUS, 1955-1957, IV*).

<sup>40</sup> Ibid., p. 233, footnote 4.

<sup>41</sup> Premier Bulganin to the President, December 10, 1957 in *Department of State Bulletin*, January 27, 1958, pp. 127-130.

<sup>42</sup> Ibid., p. 225.

<sup>43</sup> 以下、12月のNATO会議に関するドキュメントとして、*FRUS, 1955-1957, IV*, pp. 214-259 参照。

<sup>44</sup> Statement by Secretary Dulles, December 16, 1957 in *Department of State Bulletin*, January 6, 1958, pp. 8-12; *FRUS, 1955-1957, IV*, pp. 253-256.

<sup>45</sup> Statement by Secretary Dulles, December 16, 1957 in *Department of State Bulletin*, January 6, 1958, p. 9.

や核弾頭貯蔵あるいはミサイル配備の場所といった内容については、12月のNATO会議の後、アメリカと各国との二国間協議で、あるいは翌1958年4月にパリで開催されたNATO国防相会議を通じて具体化されて行った<sup>46</sup>。

### (3) 1957年8～12月 東京： 日米安保委員会

1957年6月の岸首相の訪米は、日米の防衛対話に一つの契機をもたらした。前章ですでに述べたように、岸首相訪米時、日本の安全保障問題は両国間の重要な討議課題であったが、この時の日米首脳会談に基づき設置されたのが「日米安保委員会」である。同委員会の主たる任務は（イ）在日米軍の配備および使用について実行可能なきはいつでも協議することを含め、安全保障に関して生ずる問題を検討すること、（ロ）安全保障条約に基づいてとられるすべての措置が、国際連合憲章の原則に合致することを確保するため協議すること、および（ハ）現在の安全保障条約は暫定的なものであり、安全保障の分野における日米両国間の関係を両国の国民の必要および願望に適合するように調整すること、とされた。日米安保委員会は、同年8月6日の閣議を経て、同日、委員会設置に関する日米合同発表が行われた。委員会はその性質上協議機関とされ、上記主要任務の外にも日米間の安全保障問題の背景をなしたこれに関連する諸事項、たとえば極東の国際軍事情勢や自衛隊の装備近代化の問題等安全保障に関連した広汎な諸問題を採り上げて行くことが期待された<sup>47</sup>。

この後、日米安保委員会は、1957年8月から約1年の間に6回の会合を持った。8月16日に開催された第1回委員会では、米側からスミス(Frederic H. Smith)在日米軍司令官[スタンプ(Felix B. Stump)太平洋地区米軍総司令官の代理]、マッカーサー駐日米大使、日本側からは藤山愛一郎外務大臣、津島寿一防衛庁長官が出席し、在日米軍の撤退とこれに伴って起きる日本側の防衛責任や返還施設の引き継ぎその他の諸問題を中心に話し合いが行われた。会議の席上、日本側は第1騎兵師団や第3海兵師団を始めとする米軍地上戦闘部隊の撤退声明を歓迎する一方、今後米軍の撤退計画全般を明らかにし、日本政府への連絡が十分な余裕を持って行われるよう繰り返し申し入れている。これに対し米側は、米軍再配備には考慮すべき複雑な要素が含まれているため早期の連絡は難しいことが多いとしつつ、日米安保委員会だけでなく既存の組織も活用するなどして、可能な限り速やかに情報

<sup>46</sup> その後の各国の受入状況については、防衛庁監修『防衛年鑑 1959』（防衛年鑑刊行会、1959年）84ページ等参照。

<sup>47</sup> 外務省『外交青書 1958』「北米関係」の項参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1958/s33-2-2-2.htm>（平成19年12月18日）



を伝達することを約束した<sup>48</sup>。第1回委員会の後、4名のメンバーは、岸首相と米大使館のホーシー(Outerbridge Horsey)を交えて夕食会を行った。夕食会の席上、スミス司令官は日本の防空システムについて問題提起し、この喫緊の問題に取り組む必要性を説いた。藤山、津島と相談の結果、岸首相は新たに日米のメンバーからなるアド・ホックな委員会を設置することを強く希望した。この結果、技術的問題について十分な研究を行うため、日本側のメンバーは源田実航空集団司令官[後に改編により航空総隊司令官]を核として、防衛庁長官により防衛庁[の関連部署]と航空自衛隊から人選されることになった。さらに日本の国内政治や世論の現状を考慮し、アド・ホックな委員会での研究は原則極秘とし、防空システムに関する重要な安全保障上、政治上の問題は日米安保委員会で話し合うという手順を確認した<sup>49</sup>。

第2回会議は、本来のメンバーであるスタンプ総司令官の出席を得て、9月4日に行われた。スタンプ総司令官は、日本の防衛と関連させながら極東の軍事情勢についての説明を行い、近年共産主義者がその領土拡張論者の目標を達成するために実施している広範囲の戦術について指摘した。日本側からは、安保条約に基づいてとられる措置と国連憲章との関係や、米軍撤退と施設の返還問題が提起された。前者の問題については、9月17日の国連総会に出席するため藤山外相が日本を離れる前に覚え書きを交わし公表を行いたいとの日本側の希望が伝えられた<sup>50</sup>。

1957年11月14日、マッカーサー駐日大使は、日本の防衛問題について本国に次のような報告を行った。まず第1には、岸首相は今もより一層の防衛努力を信条としてこれを推し進めているが、ソ連のICBMやスプートニクの成功により、日本人はとりわけ防衛上彼らの置かれた立場というものについて深刻な動揺を感じている。極左勢力はこれを利用して、ソ連の科学的進歩により日本政府の現政策は時代遅れのものとなったと非難している。多くの自民党議員もこの件に非常に関心を持っていて、現在の日本の防衛組織は不十分であり、直ちに近代兵器の計画を進めない限り防衛努力の維持・増強は無駄であると感じている。第2にアメリカは間もなくNATO会議[前節で既述の会議]に出席するが、ここで欧州の同盟諸国とより密接な防衛協力を行うため重大な行動を提唱するものと思われる。日本に対しても防衛問題でより緊密な二国間関係を築くためには、同様に建設的で現実的な提言を行わなければならない。さもなければアメリカが日本を無価値なものとして切り捨てて

---

<sup>48</sup> *FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 1, pp. 449-452.*

<sup>49</sup> *Ibid.*, pp. 452-453.

<sup>50</sup> *Ibid.*, pp. 460-463. 安保条約に基づいてとられる措置と国連憲章との関係については、9月14日、日米両政府により「日米安保条約および行政協定の規定が国連憲章に含まれる義務と完全に両立するよう起草された」ものであることを確認する旨の公文書が交換された。(防衛庁監修『防衛年鑑 1958』(防衛年鑑刊行会、1958年) 167ページ。)

しまったと捉えられるおそれがある。現在アメリカが提供しているのと同等の防空能力を日本が構築する以前に、アメリカが在日米空軍力の削減の必要に迫られていることで、日本人の感情は逆撫でされるだろう<sup>51</sup>。マッカーサーは同報告書の中で、以前から問題となっている日本の秘密保護法の改正問題についても触れ、容認できない安全保障上のリスクを伴うものでなければ、同法の改正を待つことなく、アメリカは「相互武器開発計画」(Mutual Weapons Development Program: MWDP)に基づき、適切と思われる AAM や、できれば開発目的で他の誘導弾も日本側に売却すべきであると提言した。来春には選挙が行われると予想されている以上、岸首相が秘密保護法の改正を持ち出して自民党に不利な状況を招くような事態は起こらないと思われた。また、マッカーサー自身も、法改正で日本の世論が騒がしくなることはアメリカの国益につながらないと考えていたのである。時を同じくして、航空自衛隊からは大使館付空軍武官を通じ、アメリカが AAM 購入に許可を与えてくれるようにとの要求が挙げられ、MAAG の空軍部からも米空軍参謀長に技術情報の依頼が行われた<sup>52</sup>。

11 月 27 日に行われた第 3 回日米安保委員会では防空問題が初めて採り上げられた。会議では、先日来日したバーク (Arleigh Burke) 米海軍作戦部長のコメントも披露されたが、藤山外相はこれに対して「自分もおそらく他の当局者も、防空問題を考えるのに傾注してきたため、海上防衛については十分に考慮してこなかった」ことを認めている。しかし、やはりこの日の最重要議題は、米空軍の撤退とこれに伴う航空自衛隊の造成、引き継ぎ問題であった。主として航空自衛隊のパイロットの訓練が予定どおりに進んでいないという理由で、米空軍からの引き継ぎが計画よりも遅れていることを懸念する津島防衛庁長官に対して、スミス司令官は翌年夏までの予定であった横田、三沢基地の飛行隊の駐留を一年延長すると話した。しかし同時に、日本側の兵力整備が遅れたために生じる間隙を常に埋められるとは限らないと釘を刺すことも忘れなかった。とりわけこれから開始されるレーダーサイトの移管については、日本側の当初見積もりにしたがって計画したものであり、アメリカ側の要員をどれだけ長く拘束できるかは不明であるため、計画どおり実行してもらいたいと述べた。最後にスミス司令官は航空自衛隊の近代化の問題に触れて、「航空自衛隊には新鋭の迎撃戦闘機も必要だが、ソ連機に対する警戒時間がわずかであるという点を考慮すれば、日本の防空のために最も必要とされるのは SAM である」と語った<sup>53</sup>。

防空問題が議題となった第 3 回会議の後、マッカーサー大使は、11 月 14 日の報告に続

<sup>51</sup> *FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 1, pp. 536-538.*

<sup>52</sup> *Ibid.*

<sup>53</sup> 石井修、小野直樹監修『アメリカ合衆国対日政策文書集成 IV 日米外交防衛問題 1957 第 6 巻』(柏書房、1998 年) 237~242 ページ。

いて、いま一度、AAM を日本に供与する承諾を与えるよう本国に求めた。マッカーサーは、スタンプ太平洋地区米軍総司令官からも日本に対する AAM の供与を求める報告（11 月 28 日付）が出されたことに触れ、軍事的見地からではなく政治的見地から、再度日本の依頼を拒否すればその損失は極めて大であると訴えた。マッカーサーは、この 12 月 4 日付けの報告で「日本側と 12 月の 18 日か 19 日に次回の安保会議を開催することで同意した。この会議で我々が、たとえ漠然とした言い回しに過ぎなくても、日本のミサイル分野での支援要望に対して建設的の回答ができるよう、ワシントンにおいて尽力して欲しい」と伝えたのである。マッカーサーはまた供与の承諾を日米安保委員会で発表できれば、この委員会が日本政府にとって重要な価値を持っているということをも日本の世論に訴えることができるとも考えていた<sup>54</sup>。

第 4 回日米安保会議は、12 月 19 日に開催された。会議はソ連と共産主義圏の発展という議題から始められた。当然のことながら、話題は最近ソ連が立て続けに発表している科学分野の成功に及んだ。日米の分析、予測は、差し迫った脅威は物理的なものでなく、むしろ科学的成果の上に立ったソ連の政治的プロパガンダや精神的攻撃であるという点で一致しており、これに立ち向かうためには、自由主義圏でもなお一層の精神的結びつきが重要であるとされた。津島防衛庁長官は、とりわけソ連が中華人民共和国と北朝鮮にミサイルを供給することが予測されるために、ソ連の軍事強化が日本に深刻な脅威を与え続けていると述べた。防衛庁は、局地的侵略の可能性までもは否定できないが、アメリカの抑止力が継続している以上、共産主義者は精神的あるいは冷戦的方策に訴えてくるだろうととらえていた。津島長官は最後に、「防衛庁は現在の 3 年計画 [1 次防] にしたがって兵力強化を継続するが、兵器の近代化も必要である」と述べ、装備近代化の必要性について強調した。装備の近代化という問題について、津島長官は、航空自衛隊はアメリカの支援を得て装備の近代化を図ることを強く望んでおり、年度予算もこの前提で組まれていると述べた。さらに、最近の情勢から、自衛隊は迅速に増強を行わなければならない状況に置かれているため、できるだけ早くアメリカから種々の型のミサイルを供与してくれるよう要望した。これに対するスタンプ総司令官の回答は、「米側には『サイドワインダー』を提供する準備ができています」というものであり、さらに「米軍は他のミサイルを日本に供与する可能性について調査するつもりである」というものであった<sup>55</sup>。

実のところ、津島から誘導弾の供与について依頼された時、米側はすでにこれに答える用意ができていた。12 月 4 日のマッカーサーの報告（前述）に対して、本国からは 12 月 6

---

<sup>54</sup> Japanese request for air-to-air missiles, telegram from MacArthur to Secretary of State, December 4, 1957, *RQJ*, Fiche 2G328.

<sup>55</sup> *FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 1, pp. 549-552.*

日、次のような回答が届いていたのである。

米政府は、NATO 諸国と日本に対するサイドワインダーの供与を決定した。NATO 内の何カ国かは〔日本より〕先にサイドワインダーを要求し、拒否されたという経緯があり、まずこれらの国に提供を申し出るのが公平である。現在この申し出が進められているので、12月18日か19日の日米安保委員会において貴官〔マッカーサー〕も同様の申し出をすることが許可されるだろう<sup>56</sup>。

同時期にパリと東京で行われた二つの会議は、その規模も参加国の脅威認識もおそらくは大きく異なるものであった。しかし両者は、アメリカが同盟国に新兵器を供与するか否かという共通の問題によって、実は密接に関わり合っていたのである。さらに、第4回日米会議の前、しかも NATO 会議が開催される以前に、マッカーサー大使によって今回の NATO 会議の目的に関する資料が日本側に渡されていた。第4回日米安保会議において、マッカーサーはこのような情報交換によって日米協力の新時代が開かれると指摘し、NATO 会議の結果についても外務省に知らせるつもりであると述べている。藤山外相もこのようなマッカーサーの配慮に感謝し、自由主義国家の一員として NATO 会議の行方に注目するとともに、日米安保会議の運営という点からも有意義なものにとらえていたのであった<sup>57</sup>。

アメリカが第4回安保会議においてサイドワインダーの供与を表明した後、翌1958年3月末には高山・ウェーバー会談において、陸上自衛隊は野戦防空およびナイキ級以下の SAM、航空自衛隊は有人機とボマーク型の SAM を装備するという一応の目安が日米間で確認された。しかし誘導弾導入決定後、NATO 諸国と日本の中で決定的に異なった点もあった。それは、NATO 諸国の多くが戦術核兵器としての誘導弾導入を望みあるいは承諾したのに対し、日本はあくまでも非核にこだわり続けたことである。後年起きたナイキの型式選定問題においても、NATO 諸国では核弾頭の搭載が可能なナイキ・ハーキュリーズが配備されたが、わが国では「技術上の問題もあったが主として政治的考慮から対象から外され」、ナイキ・アジャックスが選定されるなど、政治的影響を強く反映したものとなった<sup>58</sup>。

おわりに

終戦から12年、朝鮮戦争勃発の年から7年を経て、日本にも防空のための本格的誘導弾

<sup>56</sup> Ibid., p. 538, footnote 5. この後国防省からも正式な許可が出された (Ibid., p. 551)。

<sup>57</sup> *FRUS, 1955-1957, XXIII, Part 1, pp. 549-552.*

<sup>58</sup> 加藤陽三『私録・自衛隊史』（「月刊政策」政治月報社、1979年）209ページ。

導入の道が開かれた。その裏には、これまで指摘されてきたように米ソの対立、ソ連の科学技術への脅威といった要因が大きな役割を果たしたことは否定できない。しかし、本稿での考察を通じ、より長期的視点からは次のような点を指摘することができる。第1には、日本側も座して誘導弾の供与を待っていたわけではなく、その導入について保安隊創設以来、将来の国土防衛の柱の一つと位置付け、アメリカ側に供与の申し出を続けると共に自力開発の道をも探っていたことである。第2には、米本国が誘導弾供与の問題について否定的であった時期にも、日本側の事情に最も通じていた在日米大使館やMAAG-Jから、本国に対して継続的働きかけが行われていたことである。無論そこには相互信頼の醸成や日本の防衛力増強といった問題だけではなく、日本の防衛費負担を増大させる手段としてアメリカの国益に繋がるという打算も働いていたことはいままでのない。そして第3には、1957年半ばに加速された米軍の日本からの撤退問題を挙げなければならない。とりわけ米軍地上兵力の全面撤退は、航空機による対領空侵犯措置を除く防空能力を日本に付与しなければならないという喫緊の必要性を生んだ。そのためには、もはや本国でも時代遅れとなりつつある高射砲の移管は一時的応急策でしかないということは米軍関係者が一番よく認識していたのである。以上のような諸事情を考慮すれば、日本にとっては、一連のソ連の科学技術の脅威といった出来事がなくとも、おそらく誘導弾の供与は時間の問題であった。しかし、アメリカがソ連の脅威により近いNATO諸国に対して近代兵器供与の決定を早めたことによって、アジアの重要な同盟国である日本への供与も加速されて行ったのである。

アメリカの誘導弾供与決定後、1958年8月、防衛庁長官は高射防空研究会の最終報告を元に、統幕に対して「高射防空問題の処理について」検討するようにとの指示を行った。この指示に従って防空兵器体系の開発と装備の近代化を推進するために設置されたのが「防空装備委員会」である。防空装備委員会は1959年5月にSAMの帰属問題を含めた「長期防空兵器体系に関する基本構想」をまとめ、提出する。しかしSAMの帰属をめぐるのはこの後も陸、空自衛隊の対立が続き、その決着を見たのは1962年も終わりのことであった。

(元防衛研究所戦史部所員 航空自衛隊幹部学校教育部戦略・戦史教官室)